



# APO\_社労士通信

## 社会保険・労働保険 ～秋の法改正～

### 厚生年金保険料率が変わりました 14.996%⇒15.350%

厚生年金保険料率は、将来の保険料水準を固定した上で給付水準を調整する仕組みが導入され、平成29年9月に18.3%で固定されるまで毎年9月に段階的に引き上げられます。平成20年9月分から平成21年8月分までの保険料率は15.35%に改定されています。給与が月末締当月払いの会社で9月末日に退職した場合、8月分の社会保険料は改定前の料率で、9月分は改定後の料率で控除することになります。なお、賞与分の保険料は当月控除になりますので、9月に賞与を支給した場合には、改定後の料率で控除することになります。既に9月給与計算は終了していますが、再チェックしてみると良いかもしれません。

### 「協会けんぽ」が設立されました（政管健保は協会けんぽへ変わりました）

平成20年10月1日、健康保険を運営する法人として、新たに全国健康保険協会（協会けんぽ）が設立されました。協会けんぽは非公務員型の法人であり、現在各社会保険事務所が行っている業務のうち健康保険に関する業務（被保険者証の発行・保険給付・任意継続被保険者にかかる業務等）を行うこととなります。ただし事業所の適用・保険料徴収等の業務は、引き続き社会保険事務所が厚生年金業務と一体的に行うこととなっています。

#### ■Q1. 給付内容も変更になるの??

自己負担割合や傷病手当金等の現金給付の金額や要件など、健康保険給付の内容は協会設立後もこれまでと変わりません。

#### ■Q2. 今持っている被保険者証は使えなくなるの??

平成20年10月以降順次新たな被保険者証への切替が行われますが、切替完了までは、現在の被保険者証は引き続き医療機関で使用できます。切替は一般の被保険者については事業主経由で行われます。また、資格取得はこれまでどおり、社会保険事務所にて手続きをしますが、被保険者証の発行は協会けんぽから郵送という形式になるので、被保険者証の即日発行はできなくなります。緊急の場合は取得時に申請することにより、被保険者証の代わりに『被保険者資格証明書』が社会保険事務所で作成されます。この証明書の有効期限は発行日から20日間で、被保険者証が交付されたら事業主を経由して返納が必要です。

#### ■Q3. 保険料率は変更になるの??

協会設立時は現在の健康保険料率8.2%が適用されますが、協会設立後1年以内に年齢構成や所得水準の違いを調整し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率が設定されることとなります。なお、都道府県別保険料率への移行にあたり、大幅な上昇が見込まれる場合には、激変緩和措置を講じられることになっています。

### 雇用保険 基本手当の日額が変わりました

基本手当の日額の範囲（最高額・最低額）は、毎年8月1日より自動変更されますが今年は下記の通り最高額が引き下げられました。最低額は1,656円⇒1,648円へ、高年齢雇用継続給付の支給限度額等も337,343円へ引き下げられています。

【基本手当の日額の最高額】		45歳以上 60歳未満 :	7,775円⇒7,730円
30歳未満 :	6,365円⇒6,330円	60歳以上 65歳未満 :	6,777円⇒6,741円
30歳以上 45歳未満 :	7,070円⇒7,030円	60歳以上 :	6,365円⇒6,330円



## 知っておきたいミニ知識(労働基準法)

### 第7回 労働時間とは

労働基準法でいう労働時間とは、労働者が使用者に労務を提供し現実にその指揮監督下に置かれている時間をいい、拘束時間から休憩時間を除いた時間になります。それでは、具体的にどのような時間が労働時間に該当するのでしょうか？ケースバイケースで判断することにはなりますが、下記にいくつかの事例をご紹介します。

- ・ 始業前の準備や後始末、朝礼、掃除の時間 ⇒ 使用者の明示または黙示の指揮命令下で行われていれば労働時間
- ・ 昼休みの来客・電話当番 ⇒ 当番として待機させていれば労働時間
- ・ 更衣時間 ⇒ 法令や就業規則等で着用が義務付けられている場合は労働時間
- ・ 研修、ミーティング ⇒ 参加が強制されていれば労働時間
- ・ 出張中の休日の移動時間 ⇒ 物品の監視等の別段の指示がなければ休日労働時間として取扱わなくてもいい
- ・ 健康診断 ⇒ 一般健康診断は必ずしも労働時間としなくてもいいが、特殊健康診断は労働時間
- ・ 自発的な残業 ⇒ 知りながらやめさせずに黙認している場合は労働時間

2008年9月9日付で、いわゆるチェーン店の形態で多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について、厚生労働省労働基準局長から通達されました。この通達も踏まえ、管理監督者も含めた適正な労働時間の管理方法や管理監督者の範囲を今一度見直してみても如何でしょうか？

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO\_社会保険労務士法人 本田和子 / 望月伸恵 / 三浦俊彦 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区揚場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1830

ホームページもご覧下さい。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>